

(別添2)

労審発第493号

平成20年1月28日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

労働政策審議会

会長 菅野 和夫

平成20年1月28日付け厚生労働省発職第0128003号をもって労働政策審議会に諮問のあった日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針案要綱、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成20年1月28日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 大橋 勇雄

日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針案要綱、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について

平成20年1月28日付け厚生労働省発職第 0128003 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。